

告 示

埼玉県告示第千二十七号

令和二年埼玉県告示第二百九十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち共同住宅の共用部分の床面積を除く建築物等）の一部を次のように改正し、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「ものは、」の下に「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和四年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号）附則第二項及び第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の」を加える。